

障害者総合支援法 居宅介護及び重度訪問介護 重要事項説明書

〈令和 8 年 6 月 1 日改定〉

令和 8 年 6 月法改正において福祉・介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について

【利用料金】

- ・月合計給付単位数（所定単位数）× 1 単位の単価＝サービスに要した総費用
（所定単位数は、基本サービス単位数に各種加算減算を加えた総単位数）
- ・厚生労働大臣が定める 1 単位の単価
当事業所の所在地は、1 級地：特別区の 1 単位単価 11.20 円で算定しています。

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則 1 割。

月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額。

利用者本人または扶養義務者の負担能力に応じ、区市町村長が定めた額。

また、同一世帯に障害福祉サービスの利用者が複数いる場合、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者がある場合で、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス等給付費を支給され負担が軽減される場合もあります。

（詳しくは、お住まいの区市町村にお尋ねください。）

ただし、利用者の身体的理由により 1 人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に 2 人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2 人分の料金をいただきます。

(2) 加算単位数

① 夜間早朝深夜時間帯加算

夜間（18 時～22 時）、早朝（6 時～8 時）基本単位の 25% 増

深夜（22 時～6 時）基本単位の 50% 増

② 緊急時対応加算

1 回につき 100 単位（月に 2 回限度）

居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護を利用者の要請を受けて、24 時間以内に行った場合に算定。

③ 初回加算 200 単位／月

新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、初回または初回の属する月にサービス提供責任者がサービスを提供した場合、または従業者のサービスに同行した場合に算定。

④ 利用者負担上限額管理加算 150 単位／月

利用者の負担額合計額の管理を行った場合に算定。

⑤ 特定事業所加算（Ⅱ）（算定要件が適合し、東京都へ届出をした場合）

居宅介護のみ該当 基本サービス単位数の 10.0% 加算

⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算（当事業所該当）

- ・居宅介護（Ⅰ口） 1 月につき 所定単位数の 45.6% 相当を加算
- ・重度訪問介護（Ⅱ口） 1 月につき 所定単位数の 36.7% 相当を加算

※利用者の出身世帯が他の区市町村に転出する場合は、利用者負担額が変わることもありますので、あらかじめ事業者までご連絡をお願いします。

※事業者が利用者に代わり区市町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

事業者は、令和8年6月法改正において福祉・介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、利用者に対して本書面を交付し、重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

＜事業者＞ 所在地 東京都世田谷区代沢5-7-3
事業者名 有限会社 ヘルパーサービス和知
代表者名 代表取締役 和 知 祥 子 印

説明者 印

私は、本書面により、令和8年6月法改正において福祉・介護職員等処遇改善加算による利用料金変更について、重要事項の説明を受け内容に同意し、受領しました。

＜利用者＞ 住所.....

氏名 印

（代理人または立会人等） 住所.....

続柄 氏名 印